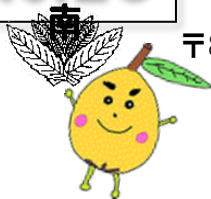


# 南の風

No.28

令和2年 4月20日



〒851-0245 TEL095-836-0085  
長崎市千々町513番地  
長崎市立南小中学校長  
岡田 政宏

## 学校教育目標

自ら学び鍛え、励まし合う、心豊かな児童・生徒の育成

## お返事上手な1年生

# ドキドキわくわく1年生

昨年度は、入学式がなかった南小中学校。今年度は待望の1年生が2名入学しました。はじめての学校、はじめての先生に戸惑いながらも、上級生や中学生のサポートで元気に学校生活をスタート。

入学式の式辞の中で、新一年生に分かる言葉を選びながら、本校のめざす児童・生徒像を次のように伝えました。

南の「み」には、「自ら」と「み」という願いがあります。自分から進んで勉強してねという意味です。学校は、これまで知らなかったことを知ったり、分からなかったことが分かるようになっていってほしいです。時には失敗してしまっても大丈夫です。先生やお友達と一緒に素敵なお兄さん、お姉さんになる準備をしていきましよう。

南の「な」には、「仲間」を助けてね。という願いがあります。学校は、仲良く遊び、みんな

南の「み」には、「身も心も大切にね。」という願いがあります。学校は、モリモリ給食を食べ、元気に体を動かし、丈夫な体を作るところです。学校は、いろいろな勉強を通して、やさしい心や強い心を育てるところです。時には失敗してしまっても大丈夫です。先生やお友達と一緒に素敵なお兄さん、お姉さんになる準備をしていきましよう。

入学をお祝いして、在校生と中学生からは、「よさこいソーラン節」の祝いの舞がありました。マスクで息苦しかったと思います。が、全力の演舞に会場からは拍手喝采でした。

入学をお祝いして、在校生と中学生からは、「よさこいソーラン節」の祝いの舞がありました。マスクで息苦しかったと思います。が、全力の演舞に会場からは拍手喝采でした。



二人の新1年生を囲んで、担任（前列左）、教頭（前列右）と保護者の皆様

## 本校職員紹介 パート2

### 【兼務職員&免外解消非常勤職員】

音楽

(中三、小五六、小三四)

家庭

(中三、小五六)

数学

社会

美術

【図書館司書】

【食卓配膳員】

【学校サポーター】

【放課後子ども教室】

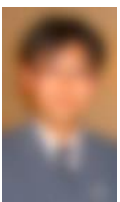


新メンバーの二人

※本校のような小規模校では、法律で決められた教員定数の関係で、小学校は担任だけ（音楽や理科などの専科が入らない）、中学校は、教科免許をもった教員がいらないという状況になります。そこで、日吉中学校に協力いただき、音楽と家庭の先生を派遣いただきました。具教委から数学、社会、美術の講師を配置いただきました。その他、本校中学校教員も全員小学校の授業に乗り入れます。まさに、全教職員総出ですべての子どものための教育活動に当たっていきます。

## ケセラセラ

写真に写るときに上手に笑顔が作れない方はいらっしやいませんか。実は私（岡田）は、写真で笑顔を作るのが大の苦手です。笑ったつもりだったのに、眉間にしわが寄っていたり、口が半開きだったり。（笑）そんな私に朗報がありました。モデルや俳優さんが意識して使うハリウッドスマイルと呼ばれる笑顔です。簡単に言うと、上の歯だけが見える笑顔です。作り方は、まず上の歯を軽く下唇に乗せます。次に口角を上げます。（ほったたにたこ焼きを作るイメージです。）慣れるまでは、自分ではちよつとわざとらしく、オーバーに感じるのですが、それくらいでちよつどいいそうです。今回掲載している入学式の写真は、私のハリウッドスマイルの実践です。いかがでしょうか。マスクを隠すために挟んだ膝が、くっつきすぎたのは、ご愛敬で…



ベストセラーになっている話題の本

# 『こども六法』を紹介しています



著者はフィギュアスケーターの羽生 結弦選手によく似た（私見です）山崎聡一郎さん。研究者＋声楽家＋写真家＋アーティストなど多彩な顔を持っています。（劇団四季の舞台にも出演しています）そんな山崎さんは、小学校時代にいじめられた経験もち、その後にいじめの加害者となった経験もあります。中学生の時、六法全書を偶然目にした山崎さんは、「法律の知識があれば、いじめから守れたかもしれない」という衝撃を受け『こども六法』の制作に動き出します。昨年9月にクラウドファンディング（インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達すること）で出版資金の募集を開始し、わずか2か月で334人から1,796,000円の出版支援を集めました。今年8月に出版するや、すぐに15万冊が品薄となるベストセラーとなりました。（R1.12.10 No18の再掲）※すでに50万部突破です。

子どもと一緒に読み、世の中のきまりについて考えてみませんか。

他人のものを壊したら 弁償しないといけませんよ

【民法第709条】不法行為による損害賠償

わざと、または不注意によって、他人の権利や、法律によって守られる利益に害を与えた人は、これによって生じた損害に対してお金を支払わなければいけません。

「こども六法」126ページより引用



悪口を言って心を傷つける場合は、損害賠償じゃないよね。



※民法第710条：心を傷つけたり、うわさを流して信用を傷つけたりした場合も損害をつくう必要があります。

## 【著者山崎さんからいただいた、直接のメッセージです】

長崎市立南小中学校 岡田政宏先生。こども六法著者の山崎です。この度はご連絡頂きありがとうございます。また、こども六法の取り組みを広めて頂けるとのこと、ありがとうございます。出典の明記（こども六法の何ページからの引用か）をして頂ければ紙媒体・ホームページ問わずご利用いただいても構いません。特にいじめ防止対策推進法及び「いじめに悩んでいるきみへ」の箇所につきましては弘文堂ホームページにてPDFで無料公開しておりますので、宜しければご活用・ご紹介頂けますと幸いです。よろしく願い致します。（R1.11.26）



## 【著作権について】

書籍の紹介に当たり、無断で本の表紙写真を載せることは著作権違反となります。本文の一部引用に当たっては条件を満たせば許容範囲となります。本学校だよりでは、著者の山崎聡一郎さん自身に直接許諾をいただき、シリーズで紹介しています。